教育委員会教育長の任命を同意
議員定数を現行20人から18人へ

12月定例市議会が12月7日に招集され、26日までの20日間の会期で開かれました。上程された議案は、教育委員会教育長の任命や監査委員の選任、平成29年度一般会計補正予算および特別会計補正予算など22件です。教育委員会委員の任命について不同意があった他は、原案のとおり承認・可決・同意されました。また、議員提案15件のうち、2件は議員定数の条例改正案で、現行20人から18人へ減ずる案が可決されました。

市政方針

議会の冒頭、市長就任にあたっての「市政運営」の基本的な考え方を述べました。

10月29日に行われた「にかほ市長選挙」において、市民の方々からの力強いご支援をいただき、私が2代目のにかほ市長の重責を担わせていただくことになりました。

本年7月末までは市議会議員として、市政の発展のために微力ながら懸命に働いて参りました。今後は、これまで培ってきた知識と経験をもとに、市長として、にかほ市の発展のために、若さと行動力でたくさんの市民の方々の声に耳を傾けながら、公平・公正な行政運営を基本として、活力あるまちの実現に精進して参ります。

議員各位におかれましても、切磋琢磨はもちろんでございますが、あわせて市政発展のため、ご理解とご協力をいただきたいと思います。引き続きのご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

私は、これまでの約12年間にわたる市議会議員の活動を通して、にかほ市の誕生から今日までの姿をつぶさに見て参りました。私の主観にはなりますが、にかほ市が誕生した当初は、多くの市民が新たなまちづくりに手に手を取り合って頑張ってきたと思います。しかしながら、10年を経過してもなお市民意識の中に残る地域的な不均衡感は、これまで以上に一体感の醸成への取り組みの必要性を示していると思います。

また、当市における人口減少は、残念ながら底の見えない状況にあり、これまでの少子化対策の取り組みの効果が現われるまでには、まだ時間が必要かと思います。引き続き少子化対策への取り組みを行うと共に、新たなメニューも検討しながら、その効果が少しでも早く現れるよう取り組んで参ります。加えて、人口減少に伴う地域全体の活力の減退は、市民の不安感と喪失感を大きくさせ、閉塞感をもたらしているものと感じております。したがって、この閉塞感と市民の間に残る不均衡感を改善させることが、多くの市民の皆さんに笑顔をもたらし、心豊かにいきいきと暮らしていただける環境を創り出す上で必須だと思います。

そのためにも、原点に立ち返り、市民の皆さんと共に、新たな「にかほ市」を創出するためさまざまな挑戦をしていかなければならないと考えております。

この度の選挙で私が提示した4つの公約は、まさに新たな挑戦によって目指すべき方向であり、その実現のために複数の諸施策案を列挙しております。

これまで取り組んできた諸施策ならびに諸事業については、継続すべきもの、拡充すべきもの、見直すべきものを随時検討し、今後の市政運営の中で提示させていただきますが、まずは公約の実現に向けて最大限の努力を重ねて参ります。

上程された主な議案

◇教育委員会教育長の任命

12月9日で任期満了となる齋藤光正氏（由利本荘市）を引き続き教育長として任命することについて同意されました。

任期は、平成29年12月10日から3年間です。

齋藤光正氏

◇教育委員会委員の任命

12月9日で大久保敬一氏（立石2区）が任期満了となることから、その後任を任命することについては、不同意となりました。

◇監査委員の選任

9月30日に髙橋英夫氏（上新町）が辞職したことに伴い、その後任として須藤金悦氏（大須郷）の選任が同意されました。

須藤金悦氏

◇平成29年度一般会計補正予算（第7号）

歳入歳出それぞれ3、773万1千円を追加し、補正後の予算総額は、141億5、449万1千円となりました。

補正予算の主な歳出は、農林業用施設災害復旧費803万5千円の追加、7月および8月の集中豪雨災害復旧への充用状況を考慮し、予備費に1、500万円の増額などです。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定

秋田県人事委員会の勧告に準じて、一般職の職員の勤勉手当の支給率を0・05カ月引き上げるため、条例の一部を改正するものです。

◇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定

◇市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定

◇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定

一般職の職員の給与改定に準じて、勤勉手当の支給率を0・05カ月引き上げるため、条例の一部を改正するものです。

◇使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定

公共施設の使用料等について、類似施設や地域間の不均衡を是正し、統一した公平な取り扱いにするため、関係条例を改正する条例を制定するものです。

◇運動広場条例の一部を改正する条例制定

運動広場について使用料を改定するとともに、象潟グラウンドに関する条例規定を行うため、条例の一部を改正するものです。

主な議員提出議案

◇市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定

議員定数を現行の20人から2減の18人にする条例改正案と4減の16人にする条例改正案の2議案が提出されました。採決の結果、18人とする条例改正が可決されました。

この条例は、次回の市議会議員一般選挙から施行され、18人定数が適用となります。

次ページは市政報告および教育行政報告